

令和7年度奨学生ふるさとUターン促進 斜里町奨学金返還免除制度のご案内

町内にUターン・定住する方 斜里町奨学金の返還を 免除します

こんな方を知ってほしい

- ・大学等に在学中で将来、斜里町にUターンしたい！
- ・町外に就職したけど、ふるさとにUターンしたい！

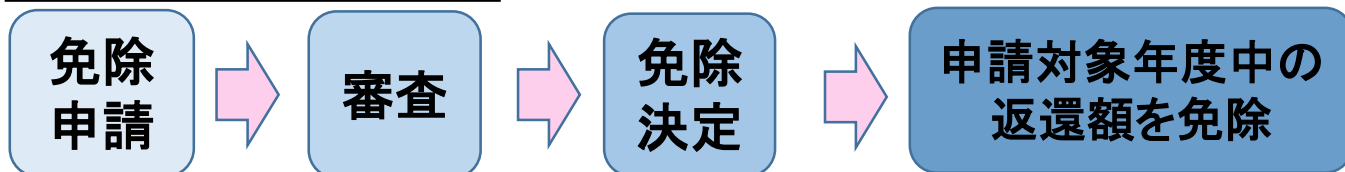
斜里町奨学金の貸し付けを受けた方が、大学等を卒業後、町内に定住し就業した場合に、斜里町奨学金を返還免除とする制度です。また、令和6年度より職種に問わず、奨学金返還の全部を免除します。

対象となる奨学金	免除対象期間	返還免除額
平成27年4月1日から令和12年3月31日に貸付を受けた奨学生	最大 10年間 (返還期間による)	斜里町奨学金返還計画に基づく令和7年度返還額の全部を免除します。1年間の返還免除額は、対象期間中に貸し付けを受けた総額の10分の1の額を上限とします。
対象者		

以下のすべてに該当する方。

1. 対象期間中に斜里町奨学金の貸し付けを受けた方
2. 町内に住所を有する方で斜里町に所在のある事業所で就労している方
※住所とは、住民票に記載された住所とします。
3. 4月1日時点で就労している方又は対象年度末までに就労する見込みがある方
※在職期間が継続して5ヶ月を超えない場合は対象外となります。
4. 斜里町奨学金の返還金及び町税等に滞納がない方

免除決定までの流れ



※返還免除は、免除申請を行った年度の返還すべき債務を対象としますので、2年目以降引き続き斜里町に定住している場合でも、**毎年免除申請が必要です。**

申請期間

令和7年2月3日(月)～3月7日(金)
※その後定住された方については
随時、受付します。

申請方法

申請書類を郵送又は持参により提出してください。
※申請書は、斜里町のホームページ(下記のQR)からダウンロードできます。

お問い合わせ先
斜里町役場 企画総務課総務係
〒099-4192 斜里郡斜里町本町12番地
TEL : 0152-23-3131



よくある質問

質問	回答
今年学校を卒業し、来年4月から返還開始となるが今年は無除申請が必要か？	申請の必要はありません。返還が開始される年度から無除申請が必要になります。
対象となる職種範囲は？ また、町外に就職した場合は対象になるか？	一次・二次・三次産業従事者を含め幅広く対象とします。また、町外に就職した場合は対象になりません。
雇用形態は、正規雇用と非正規雇用いずれも対象になるか？	対象になります。ただし、申請年度の4月1日以降の在職日数が継続して5ヶ月を超える必要があります。
いつまでに就労を開始する必要があるか？	就労要件として、就労開始は無除申請年度、末(3月末)までに開始する必要があります。
中途退学するまでに貸与を受けた奨学金は無除対象になるのか？	対象になります。
繰上げて一括で返還した場合はどうなるの？	一括償還した分は無除対象となりません。毎年の無除限度額は、平成27年4月1日から令和12年3月31日までに貸し付けを受けた斜里町奨学金の貸与総額の10分の1に相当する額を限度額としています。
すでに返還を終えている奨学金は無除対象になるか？	すでに返還が終了している奨学金については、遡って無除されませんので、毎年申請漏れのないよう注意してください。
町外へ転出した場合や就労要件を満たさない場合は返還しなければならないか？	無除対象年度途中に町外へ転出した場合には、町内に住所があった期間のみ無除対象となります。就労要件を満たさない場合は返還していただきます。住所・就労環境等に異動見込みがある場合は速やかに報告してください。
年度途中からの申請はできるのか？	申請できます。申請をいただいた月から3月31日までの期間に応じて無除となります。